

## 岩手大学同窓会連合支部についての申し合わせ

令和3年5月28日  
岩手大学同窓会連合理事会

岩手大学同窓会連合（以下、本会とする）の会則第4条第2項における「職域及び地域等の支部を置くことができる」に関して、次のとおり申し合わせるものとする。

- (1) 支部は職域及び地域在住等の各学部同窓会会員をもって組織し、支部の構成員相互の親睦や絆を深め合うとともに、岩手大学の卒業生と教職員との一層の交流、親睦を図り、併せて岩手大学との連携を緊密にすることで、より広く社会に貢献することを目的とする。
- (2) 支部の規則は、必要に応じて各支部で定める。
- (3) 支部は、岩手大学同窓会連合への会費の納入は要しない。
- (4) 支部の登録を希望する場合は岩手大学同窓会連合支部届出書を本会会長に提出することとする。
- (5) 理事会は、以下すべての条件を満たすものを支部として承認する。
  - ①支部の会員は、5名以上であること。
  - ②支部の名称は、職域名、地域名など常識の範囲内であること。
  - ③支部の代表は、各学部同窓会の正会員であること。同人が、複数の支部の代表を兼ねることを妨げない。
  - ④営利的資金集めや政治的行事への協賛名義使用など、同窓会活動の目的から逸脱するような活動を、支部名義を用いて行わないこと。
- (6) 支部を廃止する場合は、岩手大学同窓会連合支部廃止届出書を本会会長に提出することとする。
- (7) 支部の登録及び廃止にあたっては理事会の承認を得ることとする。
- (8) 本会に提出された各支部の岩手大学同窓会連合支部届出書に変更が生じた場合は岩手大学同窓会支部届変更届出書を本会会長に提出すること。
- (9) 支部が同窓会の名誉を著しく傷つけた場合は、理事会が支部を登録抹消することができる。

本申し合わせは令和3年5月28日から施行する。